

ごあいさつ

平素より京阪電気鉄道をご利用いただき、誠にありがとうございます。お蔭様で当社は、昨年、創立100年を迎えることができました。これもひとえに、創立以来ご愛顧いただいて参りましたお客様のご支持の賜物でありまして、厚く感謝申し上げます。

当社は創立以来、輸送の安全確保を最大の使命として、安全意識の高揚を図るとともに、安全対策に積極的に取り組んで参りました。今後も「事故のない京阪」を継続させるための不断の努力が必要不可欠であると考えております。

当社の安全への取り組みの具体例としましては、昭和42年から現在まで約40年以上にわたり、鉄道担当の筆頭役員を委員長として、運転保安に関する審議を行う委員会を原則毎週開催して、社内横断的な安全管理に努めて参りました。また、安全管理には不可欠であるPDCAサイクルの内、おろそかになりがちであるチェック(C)機能を強化するため、昭和50年より専門部署を設置し、運転保安および旅客サービスに関する内部監査を実施して参りました。さらに、万一、大事故が発生した場合に備えて、毎年、国土交通省、警察署、消防署のご協力を得て、総合事故復旧訓練の実施等も行っております。

さて、昨年10月1日、運輸事業者の各種事故・トラブル等の発生状況を鑑みて、各事業者における安全管理体制の強化を目的として、改正鉄道事業法が施行されました。これを受けて当社におきましても、安全統括管理者を選任して国土交通大臣に届け出るとともに、「安全管理規程」を制定いたしました。その中で「安全基本方針」を掲げ、経営トップから現場まで一丸となった安全管理態勢の構築に取り組んでおります。今後も安全最優先の方針の下、関係法令を遵守して、安全管理態勢を継続的に改善し、より充実した安全管理態勢を維持していく所存でございます。

運輸業のみならず、安全管理をおろそかにしたために会社の信用が失墜した例が、後を絶ちません。とりわけお客様の大切な命をお預かりする鉄道事業者にとって「安全最優先」は言うまでもありません。当社では従前より安全風土、安全文化が根付いているものと確信しておりますが、そのレベルを今まで以上に高めて、お客様に安全を提供して参りたいと考えております。

当社は2007年版のCSR報告書に「安全への取り組み」と題して、当社における安全管理の体制、安全のための対策等を記載しておりますが、今回、鉄道事業法第19条の4に基づく安全報告書として改めてご報告いたします。この報告書に対するご意見やご助言などをいただくことができれば幸甚であります。

平成19年9月



京阪電気鉄道株式会社
代表取締役社長

上田成之助